○福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行 規則

平成三十年三月三十日

福島県規則第四十号

福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則を ここに公布する。

福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年福島県条例第二十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

- 第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。 (従業者に関する基準)
- 第三条 条例第四条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に 応じ、当該各号に定めるものとする。
 - 一 薬剤師 常勤換算方法(当該介護医療院の従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護医療院において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、介護医療院の入所者のうちⅠ型療養床(療養床のうち、主として長期にわたり療養が必要である者であって、重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるためのものをいう。以下この項において同じ。)の利用者(以下この項において「Ⅰ型入所者」という。)の数を百五十で除した数に、介護医療院の入所者のうちⅡ型療養床(療養床のうち、Ⅰ型療養床以外のものをいう。)の利用者(以下この項において「Ⅱ型入所者」という。)の数を三百で除した数を加えて得た数以上
 - 二 准看護師 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を六で除した数から介護医療院 の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号。以下 「基準省令」という。)第四条第一項第三号の看護師の数を減じた数(その数が零に満 たないときは、零)以上
 - 三 介護職員 常勤換算方法で、I型入所者の数を五で除した数に、II型入所者の数を六

で除した数を加えて得た数以上

- 四 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適当数
- 五 栄養士又は管理栄養士 入所定員百以上の介護医療院にあっては、一以上
- 六 介護支援専門員 一以上(入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)
- 七 診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適当数
- 八 調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適当数
- 2 前項の入所者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定 数による。
- 3 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。 ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。
- 4 介護医療院の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。 ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護医療院の他の職務に従事すること ができるものとし、介護支援専門員が医療機関併設型介護医療院(病院又は診療所に併設 され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。以下この項、次項及び第 八条第一項第四号において同じ。)の職務に従事する場合であって、当該医療機関併設型 介護医療院の入所者の処遇に支障がない場合には、当該医療機関併設型介護医療院に併設 される病院又は診療所の職務に従事することができる。
- 5 第一項第一号、第三号、第四号及び第六号の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院(医療機関併設型介護医療院のうち、入所定員が十九人以下のものをいう。以下この項において同じ。)の薬剤師、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。
 - 一 薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 併設される病院の薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により当該併設型小規模介護医療院の入 所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
 - 二 介護職員 常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を六で除した 数以上
 - 三 介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適当数 (令三規則二七・一部改正)

(施設の基準)

第四条 条例第五条第一項各号に掲げる施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、

当該各号に定めるものとする。

- 一談話室 入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
- 二 食堂 内法による測定で、入所者一人当たり一平方メートル以上の面積を有すること。
- 三 浴室 次に掲げる基準を満たすものであること。
 - ア
 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- 四 レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を設けること。
- 五 洗面所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。
- 六 便所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。
- 2 条例第五条第一項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなけれ ばならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(構造設備の基準)

- 第五条 条例第六条第一項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。
 - 一 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設(以下この号及び第八条第三項に おいて「療養室等」という。) を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
 - 二療養室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たす こと。
 - ア 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。第八条第三項において同じ。)又は消防署長と相談の上、条例第三十二条第一項の規定による計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 条例第三十二条第一項の規定による訓練については、同項の計画に従い、昼間及び 夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携 体制を整備すること。
 - 三療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ 一以上設けること。
 - 四 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十 八号)第百二十三条第一項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通

階段の数を避難階段の数に算入することができる。

- 五 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十条、第三十条の四、第三十条の十三、第三十条の十四、第三十条の十六、第三十条の十七、第三十条の十八(第一項第四号から第六号までを除く。)、第三十条の十九、第三十条の二十第二項、第三十条の二十一、第三十条の二十二、第三十条の二十二、第三十条の二十二、第三十条の二十六第三項から第五項まで及び第三十条の二十七の規定を準用する。この場合において、同令第三十条の十八第一項中「いずれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。
- 六 階段には、手すりを設けること。
- 七 廊下の構造は、次のとおりとすること。
 - ア 幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。
 - イ手すりを設けること。
 - ウ 常夜灯を設けること。
- 八 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備える こと。
- 九 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- 2 条例第六条第二項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。
 - 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火 災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の 抑制に配慮した構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、 円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増 員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(令三規則二七・一部改正)

(電磁的方法)

第六条 条例第七条第二項の規則で定める方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

- 一 電子情報処理組織(介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の 使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用 する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子 計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に 備えられたファイルに記録する方法
 - イ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第七 条第一項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲 覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイ ルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受け ない旨の申出をする場合にあっては、介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられ たファイルにその旨を記録する方法)
- 二 電磁的記録媒体(条例第五十五条に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。)を もって調製するファイルに条例第七条第一項に規定する重要事項を記録したものを交 付する方法
- 2 条例第七条第五項の規則で定める電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。
 - 一 前項各号に掲げる方法のうち介護医療院が使用するもの
 - 二 ファイルへの記録の方式

(令六規則三二・一部改正)

(費用)

- 第七条 条例第十四条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。
 - 一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額 (同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護 医療院に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度と する。)
 - 二 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

- 三 基準省令第十四条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定 する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 四 基準省令第十四条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

- 六 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日 常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが 適当と認められるもの
- 2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第十四条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 3 条例第十四条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。

(ユニット型介護医療院の施設の基準)

- 第八条 条例第四十五条第一項各号に掲げる施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に 応じ、当該各号に定めるものとする。
 - ー ユニット 次のアからエまでに掲げる施設の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準を満たすものであること。
 - ア 療養室 次に掲げる基準を満たすものであること。
 - (1) 一の療養室の定員は、一人とすること。ただし、入居者への介護医療院サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
 - (2) 療養室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室 に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居者の定員は、原則と しておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。
 - (3) 一の療養室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1) ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。
 - (4) 地階に設けてはならないこと。
 - (5) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - (6) 入居者のプライバシーの確保に配慮した療養床を設けること。
 - (7) ナース・コールを設けること。
 - イ 共同生活室 次に掲げる基準を満たすものであること。
 - (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者

が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

- (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。
- ウ 洗面設備 次に掲げる基準を満たすものであること。
 - (1) 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- エ 便所 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- 二 診察室 次に定める基準を満たすものであること。
 - ア 診察室は、次に掲げる施設を有すること。
 - (1) 医師が診察を行う施設
 - (2) 臨床検査施設(喀痰、血液、尿、糞便等について通常行われる臨床検査を行う ことができる施設をいう。)
 - (3) 調剤を行う施設
 - イ ア(2)の規定にかかわらず、臨床検査施設は、検体検査(臨床検査技師等に関する 法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二条に規定する検体検査をいう。以下同じ。) の業務を委託する場合にあっては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。
 - ウ 臨床検査施設において検体検査を実施する場合にあっては、医療法施行規則第九条 の七から第九条の七の三までの規定を準用する。
- 三 処置室 次に定める基準を満たすものであること。
 - ア 処置室には、次に掲げる施設を有すること。
 - (1) 入居者に対する処置が適切に行われる広さを有する施設
 - (2) 診察の用に供するエックス線装置(定格出力の管電圧(波高値とする。)が十 キロボルト以上であり、かつ、その有するエネルギーが一メガ電子ボルト未満のも のに限る。)
 - イ ア(1)に規定する施設にあっては、前号ア(1)に規定する施設と兼用することができる。
- 四 機能訓練室 内法による測定で四十平方メートル以上の面積を有し、必要な器械及び 器具を備えること。ただし、ユニット型併設型小規模介護医療院(ユニットごとに入居 者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型介護医療院のうち、 入居定員が十九人以下のものをいう。)にあっては、機能訓練を行うために十分な広さ

を有し、必要な器械及び器具を備えること。

- 五 浴室 次に掲げる基準を満たすものであること。
 - ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- 2 前項第四号及び第五号に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 3 前二項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の設備構造の基準は、次に定める ところによる。
 - 一条例第四十五条第三項の規則で定める要件は、次に掲げるいずれかの要件とする。ア療養室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
 - イ 療養室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満た すこと。
 - (1) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、 条例第五十四条において準用する条例第三十二条第一項の計画に入居者の円滑か つ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - (2) 条例第五十四条において準用する条例第三十二条第一項の規定による訓練については、同項の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - (3) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との 連携体制を整備すること。
 - 二 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ 一以上設けること。
 - 三 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令第百二十三条第一項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

三第一項、第三十条の二十五、第三十条の二十六第三項から第五項まで及び第三十条の二十七の規定を準用する。この場合において、同令第三十条の十八第一項中「いずれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

五 階段には、手すりを設けること。

六 廊下の構造は、次のとおりとすること。

ア 幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上(中廊下にあっては、一・八メートル以上)として差し支えない。

イ手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

七 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

八 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

- 4 条例第四十五条第四項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。
 - スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑 な消火活動が可能なものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、 円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増 員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(平三一規則一八・令三規則二七・一部改正)

(ユニット型介護医療院の費用)

第九条 条例第四十六条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額 (同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度

額)を限度とする。)

- 二 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
- 三 基準省令第四十六条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選 定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 四 基準省令第四十六条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選 定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

- 六 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日 常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが 適当と認められるもの
- 2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第四十六条第四項の厚生 労働大臣が定めるところによるものとする。
- 3 条例第四十六条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。

(ユニット型介護医療院の職員の配置)

- 第十条 条例第五十二条第二項の規則で定める職員配置は、次に掲げるものとする。
 - ー 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
 - 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間 及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
 - 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(準用)

第十一条 条例第五十四条で準用する条例第七条の規定は、ユニット型介護医療院について 準用する。

(委任)

第十二条 この規則で定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。 (経過措置)
- 2 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床等(以下「療養病床等」という。)を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第五条第一項第三号及び第八条第三項第二号の適用については、第五条第一項第三号及び第八条第三項第二号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で造られている建築物にあっては、百平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。

(令三規則二七・一部改正)

3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第五条第一項第七号イ及び第八条第三項第六号アの規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

(令三規則二七・一部改正)

4 平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に、療養病床等を有する病院 又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換 を行って介護老人保健施設(以下「介護療養型老人保健施設」という。)を開設した場合 であって、令和六年三月三十一日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部 を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合において、当該介護医療院の建物(基本 的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)についての第八条第一項の適用については、第八条第一項第二号ア中「臨床検査施設」とあるのは「臨床検査施設。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあっては、置かないことができる。」と、「調剤を行う施設」とあるのは「調剤を行う施設。ただし、近隣の場所にある薬局と連携することにより入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあっては、置かないことができる。」と、同項第三号中「エックス線装置」とあるのは「エックス線装置。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあっては、置かないことができる。」とする。

(令三規則二七・一部改正)

5 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、令和六年三月三十一日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第五条第一項第三号及び第八条第三項第二号の適用については、第五条第一項第三号及び第八条第三項第二号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物にあっては、百平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。

(令三規則二七・一部改正)

6 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、令和六年三月三十一日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第五条第一項第七号ア及び第八条第三項第六号アの規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

(令三規則二七・一部改正)

7 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に 転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第四 条第一項第三号イ及び第八条第一項第五号イの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的 な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴 に適した設備を設けることとする。

(令三規則二七・追加)

附 則(平成三一年規則第一八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和三年規則第二七号)

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(ユニットの定員に係る経過措置)

- 2 この規則の施行の日以降、当分の間、改正後の福島県介護医療院の人員、施設及び設備 並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第八条 第一項第一号ア(2)の規定に基づき入居者の定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型介護医療院は、改正後の規則第三条第一項第二号及び第三号並びに第十条の基準を 満たすほか、ユニット型介護医療院における夜間及び深夜を含めた介護職並びに看護師及 び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 3 この規則の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の療養室であって、改正前の規則第八条第一項第一号ア(3)(二)の規定の要件を満たしている療養室については、なお従前の例による。

附 則(令和六年規則第三二号)

この規則は、令和六年四月一日から施行する。